

データ要件・連携要件に関連した機能要件への反映事項

#	追加項目・機能		実装類型	備考
	大分類	小分類		
1	土地・家屋・償却課税台帳情報	合併前_市区町村コード	実装してもしなくても良い機能	
2	土地現況情報	生産緑地終了年度	実装してもしなくても良い機能	
3	土地・家屋・償却課税台帳情報	特例の適用終了年度	実装すべき機能	
4	土地・家屋・償却課税台帳情報	非課税の適用終了年度	実装すべき機能	
5	土地・家屋・償却課税台帳情報	不均一課税の適用開始年度	実装すべき機能	
6	土地・家屋・償却課税台帳情報	不均一課税の適用終了年度	実装すべき機能	
10	4.1.1.枝番1 納税義務者マスタ管理	<p>【要件の修正】 一の納税義務者ごとに、納税義務者情報を管理（設定・保持・修正）できること。 <納税義務者情報> …… ・振替口座情報（赤字氏名一金融機関名、金融機関の支店名、口座番号、預金種別、口座名義人）（保持ではなく、宛名システムまたは収納システムから参照できること） …… 備考欄： …… 振替口座情報については、収納管理システム等のサブシステムからの参照も可とする。 ……</p>	実装すべき機能	軽自動車税の機能要件の記載ぶりに統一することとなりました。
11	新規	<p>【要件名】 他の標準準拠システムへの連携</p> <p>【要件内容】 デジタル庁が規定する庁内データ連携機能（共通機能標準仕様書において規定する庁内データ連携機能をいう。以下同じ。）及び別紙の連携要件一覧に従うこと。</p> <p>【考え方・理由】 固定資産税システムから他の標準準拠システムへの情報連携については、庁内データ連携機能及び別紙の連携要件一覧に従うこととする。</p>	実装すべき機能	全税目共通の記載。連携要件一覧は別途作成予定。
11-2	新規	<p>【要件名】 他の標準準拠システムへの連携</p> <p>【要件内容】 納税義務者について、生活保護システム上の生活保護情報を照会できること。 <生活保護情報> ・決定年月日 ・履歴番号 ・個人開始年月日 ・個人廃止年月日</p> <p>【考え方・理由】 減免申請に対する審査を行うための機能。</p>	実装してもしなくても良い機能	#11とは実装類型が異なるため、枝番分け
12	新規	<p>【要件名】 独自施策システム等への連携</p> <p>【要件内容】 標準準拠システム以外のシステム（独自施策システム等）のうち、当該標準準拠システムを利用する地方公共団体が標準準拠システムとのデータ連携を認めるものとのデータ連携については、デジタル庁が規定する「データ要件・連携要件標準仕様書」に基づく連携要件の標準に従うこと。 共用アプリケーション等の外部システムとのデータ連携についても、「データ要件・連携要件標準仕様書」に基づく連携要件の標準に従い、外部システムに係る接続仕様書によることとする。</p> <p>【考え方・理由】 固定資産税システムから独自施策システム等の標準準拠システム以外のシステムへの情報連携については、デジタル庁が策定する「データ要件・連携要件標準仕様書」の独自施策システム等連携仕様に従うこととする。</p>	実装すべき機能	全税目共通の記載。